

小規模多機能型居宅介護 響 重要事項説明書

1 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護を提供する事業者について

事業者名	社会福祉法人 香南会
代表者氏名	理事長 橋本 信一
所在地	高知県香南市赤岡町 1 1 6 0 番地 1
法人設立年月日	平成 3 年 3 月 2 9 日

2 事業所の概要

事業所名	小規模多機能型居宅介護 響
所在地	広島県広島市安芸区矢野西三丁目 1 番 1 1 号
提供サービス	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
管理者	塚本 典子
電話番号	0 8 2 - 5 1 6 - 5 7 9 1
F A X 番号	0 8 2 - 5 1 6 - 5 7 9 2
事業所指定番号	3 4 9 0 1 0 0 9 9 1
開設年月日	平成 3 0 年 4 月 1 日
利用定員	登録定員 2 5 名 通いサービス 1 5 名、宿泊サービス 9 名
サービス提供地域	広島市安芸区阿戸・矢野日常生活圏域

3 事業の目的及び運営方針

事業の目的 及び運営方針	要介護者、又は要支援者がその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことにより、利用者の居宅における生活の継続を支援します。
-----------------	---

4 居室・設備

(1) 居室等の概要

事業所では、以下の居室・設備をご用意しております。宿泊サービス時に利用される居室は全室個室となっております。

階	種類	室数	備 考
4 F	居 室	9	全室個室
	居 間	1	
	浴 室	1	
	便 所	4	

5 職務内容・職員体制

職 種	常 勤	非常勤	備 考
管 理 者	1 名		常勤兼務（計画作成担当者・介護従事者）
職 務 内 容	管理者は、事業所の職員の管理及び業務管理を一元的に行います。		
介護支援専門員 （計画作成担当者）	1 名以上		常勤兼務（管理者・介護従事者）
職 務 内 容	介護支援専門員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切にサービスが提供されるよう、利用者の（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成、地域包括支援センターや他の関係機関との連絡及び調整を行います。		
介 護 従 事 者	7 名以上		常勤 1 名は、管理者・計画作成担当者兼務
職 務 内 容	介護従業者は、サービスの提供に当たり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介護を行う。また、介護従業者のうち看護に当たる者は、利用者の健康状態を的確に把握するとともに利用者の主治医等の関係医療機関との連携を図り、適切な看護を行います。		

6 営業日及び営業時間

営 業 日	年中無休		
営 業 時 間	通いサービス（基本時間）	9：00～16：00	
	訪問サービス（基本時間）	24時間	
	宿泊サービス（基本時間）	16：00～9：00	

7 サービスの内容

- (1) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画の作成
- (2) 関係機関との連絡及び調整
- (3) 通いサービス

事業所にて、食事・入浴・排泄等の日常生活上の世話・機能訓練を提供します。

ア 送迎サービス イ 健康チェック ウ 食事サービス エ 入浴サービス
オ 生活相談及び助言 カ その他、日常生活上必要なサービス

- (4) 訪問サービス

登録者の自宅にお伺いし、家事援助や食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。

ア 身体介護 イ 生活援助

- (5) 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

ア 送迎サービス イ 健康チェック ウ 食事支援 エ 入浴支援
オ 排泄支援 カ その他、日常生活上必要なサービス

8 サービス利用料金

- (1) 利用者と1月単位の包括費用額となっており、別紙に記載する要介護別のサービス利用料を定額でお支払いただきます。

※ 月途中からの登録及び月途中で登録を終了された方については、期間に応じた料金をお支払いただきます。

- (2) その他の料金（介護保険給付対象外サービス）

以下のサービスは、介護保険給付対象外のサービスとなりますので、全額が利用者の負担となります。

ア 食事の提供

提供する食事の費用 1日 1,600円

朝食 400円 昼食 600円 夕食 600円 ※おやつ代含む

イ 宿泊費

1日 2,200円

ウ レクリエーション、クラブ活動

個別に行うレクリエーションやクラブ活動にかかる材料費代等

料金：材料費の実費

エ オムツ代等の日常生活品費 料金：実費

9 利用料金の支払い方法

利用料金は、当月分を翌月に請求いたしますので、当該月の末日までに、下記の口座へお振込みください。

銀行振込	愛媛銀行 山田支店 普通預金	3 8 1 8 3 0 6
口座名	社会福祉法人香南会	
	小規模多機能型居宅介護 響	
	管理者 塚本 典子	

※ 諸般の事情により、口座への振込みが困難な場合は、窓口での現金払いも可能です。但し、現金払いにつきましては、複数の職員の立会いが必要となりますので、その都度、事前にご連絡ください。

※ 介護保険料の滞納などにより、市町村から保険給付金が支払われない場合は一旦利用料金（10割）をいただき、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出すると、払い戻しをうけることができます。

10 利用の中止・変更・追加

（1）サービスの利用をキャンセルされる場合は、実施日の前日までに速やかに事業所までご連絡下さい。当日のキャンセルについては、自己負担相当額（食事代含む）をキャンセル料として、ご負担して頂くことがあります。但し、体調不良等、正当な理由がある場合は、この限りではありません。

（2）利用日の変更及び追加について、事業所の稼動状況によりご希望に添えない場合がありますのでご了承下さい。

11 相談窓口・苦情対応

（1）サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

事業所相談窓口	電話番号	0 8 2 - 5 1 6 - 5 7 9 1
	FAX 番号	0 8 2 - 5 1 6 - 5 7 9 2
	苦情受付担当者	小規模多機能型居宅介護 響 管理者
	対応時間	月曜～金曜日 8：30～17：30
	苦情解決責任者	総合福祉ゾーン やだけの里 施設長

(2) 公的機関相談窓口

広島県国民健康保険連合会	所在地	広島市中区東白島町 19番49号 国保会館
	電話番号	082-554-0782
	FAX 番号	082-511-9126
広島市役所介護保険課	所在地	広島市中区国泰寺町 一丁目6番34号
	電話番号	082-504-2183
	FAX 番号	082-504-2136
安芸区役所健康長寿課 介護保険係	所在地	広島市安芸区船越南 三丁目2番16号
	電話番号	082-821-2823
	FAX 番号	082-821-2382

1.2 非常災害対策

事業所は、災害時等における利用者の安全を確保するために、消防署及び地域住民との連携を図り、緊急時の連絡体制を整備します。また、具体的な対策を立て、非常災害時に備えた訓練を消防計画に基づき実施します。

1.3 協力医療機関

医療機関の名称	松石病院
所在地	広島県広島市安芸区船越3丁目23-3
診療科	内科・消化器内科・肝臓内科・循環器内科・外科・乳腺外科・肛門外科・整形外科・リハビリテーション科

1.4 協力歯科・眼科医療機関

医療機関の名称	メディックス歯科クリニック
所在地	広島県安芸区矢野西4丁目1-21 メディックスビル4階
診療科	歯科
医療機関の名称	おの眼科
所在地	広島県安芸区矢野西4丁目1-21 メディックスビル3階
診療科	眼科

1 5 衛生管理等

- (1) 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に提供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症の発生、またはまん延しないよう必要な措置を講じます。
- (4) 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めます。

1 6 運営推進会議

事業所は、運営推進会議を概ね2ヶ月に1回開催し、利用者及び家族の代表者、地域住民の代表者、地域包括支援センターの代表者等による評価を受け、適切な運営に努めます。

1 7 第三者評価の実施状況

事業所において、第三者評価は受審していません。

1 8 サービス利用にあたっての留意事項

- (1) サービス提供中に利用者の病状急変やその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等に連絡する等の処置を講じます。
- (2) サービス提供により利用者に事故等が発生した場合は、速やかに家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録をし、事故再発防止に努めます。
- (3) サービス提供にあたり故意または、重大な過失により利用者に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償致します。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。
- (4) サービスの提供にあたって、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。
- (5) サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を契約中及び契約終了後においても正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。
- (6) 利用者が明るく充実したサービス提供が受けられるよう、次のとおり利用者の守るべき規律を定めます。
 - ア 敷地内は、全面禁煙とします。
 - イ 私的商行為、勧誘行為を行わないで下さい。
 - ウ 他の利用者及び職員に対し、迷惑となる行為はご遠慮下さい。

19 見守りカメラ設置について

利用者の安全を守るための防犯対策、及びリスクマネジメント態勢を整えることを目的に、事業所の共有部分の一部に見守りカメラを設置しております。